

医療機器保守契約書

株式会社●●●●●●●●●●(以下、「甲」という)とソーリン・グループ株式会社(以下、「乙」という)は、甲が直接または第三者を通じて●●●●●●●●●●病院(以下、「施設」という)に対して実施する医療機器(以下、「本製品」という)の年間保守の業務委託に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 (本契約の目的)

甲は、本製品の正常な機能保全のために定期及び臨時に保守作業を行う業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。なお、保守契約の期間中、必要な場合には乙は施設に代替品を提供する。

第2条 (本契約の適用)

1. 乙は、本契約に従って、施設が製品を常に良好な状態で使用する事ができるように、製品の清掃、注油、点検、調整修理及び必要に応じて部品の交換、ソフトウェアのバージョンアップ等の保守作業(以下これらの作業を「保守サービス」と総称する)を行う。
2. 保守サービスの履行方法として、乙は年1回、乙所定の製品の定期的な保守業務を行うものとする(以下、「定期点検」という)。
3. 定期点検以外にも、製品に障害が発生した場合には、乙は、甲の要請に従い保守サービスを行うものとする(以下、「要請修理」という)。この要請修理が定期点検時期と重なる場合には、乙は同時に定期点検業務を行うことができる。
4. 定期点検及び要請修理は、原則として乙の所定営業時間内に行うものとする。
5. 本契約に基づく施設の製品にかかる保守費は、年間1回の定期点検および年間1回の要請修理については、施設に出張して保守サービスを行うための出張費を含めて、第5条に定める年間保守料に含める。但し、要請修理を年間2回以上行う場合には、甲は乙に対して年間保守料とは別に2回目以降の保守費を負担するものとする。
6. 製品の性能維持のために必要な、乙所定の定期の部品交換については、定期点検の際に必要な部品を交換し、その費用は第5条に定める年間保守料に含むものとする。
7. 乙は保守サービスにあたり、施設が乙所定の製品の取扱説明書に記載されている使用方法を遵守していたにもかかわらず不良となった部品については、乙の定価による価額が年間累積30万円を超えない範囲で、無償で交換するものとする。
8. 7項に付随し、乙の定価による価額が年間累積30万円を超える部品費用に関しては、乙は甲に対し都度費用見積を提示し、甲の了承を得た場合に交換するものとする。

第3条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、20●●年（平成●●年）●●月●●日から20●●年（平成●●年）●●月●●日までの●年間とする。
2. 前項の期間満了1ヶ月前までに、甲、乙または丙のいずれからも契約の変更又は解除の申入れのない場合には、本契約は、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

第4条（契約対象の製品）

本契約の対象となる製品は、「スタックカート人工心肺装置 S5」1台とし、詳細は別紙1のとおりとする。

第5条（保守料及びその支払方法）

1. 本契約に基づく年間保守料は、金●, ●●●, ●●●円とし、消費税は別途加算されるものとする。
2. 乙は甲に対し、前項に定める年間保守料の12分の1相当額および消費税を、第3条に定める有効期間における毎月の末日に請求し、甲は、甲乙間で締結した有効な医療機器売買契約書に定める支払期日までに、乙が指定する銀行口座宛に振り込むことにより支払うものとする。
3. 第2条第5項で定める年間2回目以降の要請修理の費用は、その保守サービスの内容に応じて、乙が甲に対して、都度、見積金額を提示するものとする。
4. 本契約に基づく支払に関するその他の事項の詳細は、甲および乙の協議合意のもとに別途定めることができる。

第6条（保守の免責事項）

次の各号に該当する作業は本契約に基づく保守サービスの対象外とする。

1. 天災地変その他不可抗力の原因により生ずる製品損傷の修復作業
2. 製品の取扱説明書に記載されている使用方法、操作方法、または接続方法以外の使用に起因する故障の修復作業
3. 乙または乙の指定する業者以外の者による修理、改造、分解または加工等に起因する製品の故障の修復作業
4. 製品の改造
5. 製品の分解掃除、組立調整作業
6. 製品以外の機器に起因する故障の修復作業
7. 製品の設置場所移設に起因する故障の修復作業
8. 甲または施設の要請による製品の移設、増設、撤去等に伴う技術員の派遣

製品の記録装置のデータバックアップは甲の責任のもと施設に徹底するものとし、乙はいかなる場合も製品の記録装置に記録されたプログラム、及び、データの破壊、損傷、変更、消失についての責任を負わないものとする。

第7条（再委託）

乙は、本契約に基づく保守サービスの全部または一部を乙が指定する保守協力会社に委託することができるものとする。この場合、乙は甲または施設に対し、当該委託先の行為についての責任を負う。

第8条（交換部品の所有権）

本契約に基づく保守サービスによって交換された製品の故障部品または代替した故障製品は、乙の所有に帰属するものとする。

第9条（機密の保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の業務上の機密を秘密保持し、事前に文書により相手方の許可または承諾を得ず第三者に漏洩してはならない。
2. 乙は前項の義務を第7条により委託する乙が指定する保守協力会社にも遵守させるものとする。
3. 甲は、乙に対し、施設が乙の保守サービスを通して知り得た乙の業務上の機密を秘密保持し事前に文書により乙の許可または承諾を得ず第三者に漏洩しないようにする義務を負うものとする。

第10条（保守の協力）

甲は、乙または乙が委託する保守会社が保守を行う上で必要とする次の各号の事項に対して、施設と連携の上、相当な便宜を無償提供するものとする。

1. 保守サービス遂行に必要であると甲が認めた技術資料、データの貸与、及び、技術援助の提供
2. 製品設置先に立入ることの保証、及び、その手続きの実施
3. 保守サービスに必要な電力、電話及びプリンター用紙等の消耗品の提供、ならびに、関連機器の運転、操作
4. 保守サービスを行うために必要な時間、及び、スペースの提供

第11条（遅延損害金）

甲が本契約に基づく支払いを怠った場合は、甲は、乙に対し、支払日の翌日より完済の日まで年利14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第12条（契約義務不履行等）

1. 甲または乙が次のいずれかに該当した場合は、相手方に対する債務の全額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。
 - ① その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税の滞納処分を受けた場合
 - ② 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始又は破産の申立てを受け、若しくは自ら民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始又は破産の申立てをした場合
 - ③ 自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合又は支払いを停止し若しくは支払不能の状況にある場合

- ④ 前各号に掲げる場合の他、本契約の違反があった場合
2. 甲または乙が第1項第4号に該当した場合において、相手方が書面によって合理的な期日を定めて催告しても本契約の違反が治癒されないときは、相手方は本契約を解除することができる。
 3. 甲又は乙が第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、相手方は直ちに本契約を解除することができる。

第13条（覚書等）

甲及び乙は本契約各条項の実施を円滑にするため、必要な事項に関し別途覚書等を取り交わすことができる。

第14条（規定外事項）

本契約に定めない事項ならびに本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、会社法、民法その他の適用法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。

第15条（合意管轄）

本契約に関する訴訟の第一審裁判所は訴訟を提起する当事者の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

添付：別紙1

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

20●●年(平成●●年)●●月●●日

(甲)

印

(乙) 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
ソーリン・グループ株式会社
代表取締役 杉山 純男

印

別紙1 製品

対象製品名 : スタックカート人工心肺装置 S5 1台

品番	製品名	数量
S5-CONS-48	S5 コソール	1
S5-RP-10	S5 ホソフ	3
S5-MP-50	S5 マストホソフ	2
S5-EVO-12	S5 EVO 電動オクルダ-	1
S5-HC-16	ヒータークーラー	1

※上記の品番は保守料算出用の品番であり、実際の各コンポーネントの品番とは異なる場合があります。

以上